

青森県報

第三千六百五十二号

平成二十五年
二月十二日
(火曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市振興町課)	一
生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課)	一
右 同……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
右 同……………	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課)	三
公 告		
青森県地域防災計画修正の要旨……………	(防災消防課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会計管理課)	五
建設業者の許可の取消し……………	(県北地域局)	六

告 示

青森県告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成二十五年一月二十五日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者		居宅介護の種類	名 称	居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	訪問介護			所在地	所在地	
有限会社ほおずき	八戸市大字是川字軌道平一の二	訪問介護	ヘルパーステーションほおずき	八戸市是川五丁目一七の四	平成二四・六・一		
株式会社南住建	三戸郡三戸町大字三三三の三	"	訪問介護事業所いちばん星	三戸郡三戸町大字三川守田字沖中七三の四	二四・一〇・三		
社会福祉法人吉福祉会	弘前市大字国吉字村元八六の四	"	訪問介護事業所くによし	弘前市大字高崎二丁目三の二	二四・二・一		
社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	"	ヘルパーステーション根城の郷	八戸市西白山台六丁目九の六	二四・三・一		
有限会社恵生会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	"	ホームステイサービスセンターらん	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	"		
株式会社川村土木	三戸郡五戸町字古館下川原二三の一	"	五戸ヘルパーステーション	三戸郡五戸町字古堂後七の二九	二四・三・五		
アキタメディアグループ株式会社	弘前市大字中野二丁目一の一五	"	ヘルパーステーション	弘前市大字松原西一丁目六の一	二四・一・七		

株式会社彩季	弘前市大字城南一丁目二八の一	〃	ヘルパーステーション	弘前市大字城南一丁目二八の一	二五・一・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	〃	大津ヘルパーステーション	三沢市大津二丁目二の三七四	〃
株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	福祉用具貸与	株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	〃
有限会社リブライズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	通所介護	デイサービス森かつこうの	三戸郡階上町蒼前三丁目九の一五三	二四・二・一
医療法人桜青会	上北郡東北町旭北一丁目三一の〇	居宅療養管理指導	かみきたデンタルクリニック	上北郡東北町旭北一丁目三一の〇	二四・一・一

青森県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指定期日
株式会社三笠パトナ	株式会社三笠パトナ	平成二五・一・一
主たる事務所の所在地	所在地	
平川市本町北柳田一の一五	平川市本町北柳田一の一五	

青森県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

介護予防事業者	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定期日
株式会社ほおずき	訪問介護	八戸市是川五丁目七の四	平成二四・六・一
株式会社南住建	訪問介護事業	三戸郡三戸町大字境沢三三三の三	二四・一〇・三
社会福祉法人吉福社	訪問介護事業	弘前市大字国吉字村元八六の四	二四・二・一
社会福祉法人道友会	訪問介護事業	八戸市西白台六丁目九の六	二四・三・一
有限会社恵生会	訪問介護事業	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	〃
株式会社川村土木	訪問介護事業	三戸郡五戸町字古館下川原二三の一	二四・三・五
アキタメデイアカルブ株式会社	訪問介護事業	弘前市大字中野二丁目一の一五	二五・一・七
株式会社彩季	訪問介護事業	弘前市大字城南一丁目二八の一	二五・一・一
社会福祉法人楽晴会	訪問介護事業	三沢市大町二丁目六の二七	〃
株式会社三笠パトナ	訪問介護事業	平川市本町北柳田一の一五	〃

医療法人桜青会	九北〇	上北郡東北町旭	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	九北〇	上北郡東北町旭	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	九北〇	上北郡東北町旭	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	
有限会社リ ブライズ	八戸市大字妙 字桶屋平九の六〇	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	九北〇	上北郡東北町旭	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	九北〇	上北郡東北町旭	介護予防 通所介護	かみきたデ ンタルクリ ック	九北〇	上北郡東北町旭

青森県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三笠 パートナーズ	田一〇一五	平川市本町北柳	特定介護予 防福祉用具販 売業者	株式会社三笠 パートナーズ	田一〇一五	平川市本町北柳	特定介護予 防福祉用具販 売業者	株式会社三笠 パートナーズ	田一〇一五	平川市本町北柳	特定介護予 防福祉用具販 売業者	株式会社三笠 パートナーズ	田一〇一五	平川市本町北柳	特定介護予 防福祉用具販 売業者
名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地	名 称	主たる事務 所在地
指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日

青森県告示第八十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立はまなす 医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚一七の七二九	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	平 成 二 五 年 一 月 一 日

青森県告示第九十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 浜館支店 青森市大字駒込 戸山出張所 青森市蛸沢四丁目」

「 浜館支店 青森市大字駒込 戸山出張所 青森市蛸沢四丁目」

第二号の表中

「 株式会社みちのく銀行十和田支店 十和田市稲生町」

「 株式会社みちのく銀行稲生町支店 十和田市稲生町」

「 株式会社みちのく銀行十鉄駅ビル支店 十和田市東一番町」

「 株式会社みちのく銀行十和田支店 十和田市東一番町」

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定に

よりその要旨を公表する。

平成二十五年二月十二日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、東日本大震災の教訓、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、今般、現行の計画（地震編）及び同（風水害等編）を、計画（地震・津波災害対策編）及び同（風水害等災害対策編）に改めるとともに、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成二十五年一月二十四日

三 計画修正の主な内容

地震・津波災害対策編

第一章 総則

第九節 地震・津波による被害想定

平成七年度から九年度にかけて実施した被害想定を見直し、新たな科学的知見等を踏まえ、最大クラスの地震・津波を想定した被害想定を行うこととした。

第二章 防災組織

第一節 県防災会議

計画に多様な主体の意見を反映できるよう、県防災会議委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を加えることとした。

第二節 災害対策本部

津波警報等が発表された場合等の災害対策本部の設置基準を見直すこととした。

第三節 動員計画

複合災害の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も留意した訓練を実施することとした。

第三章 災害予防計画

第三節 防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない県独自の通信網として、県、市町村及び防災関係機関を接続した防災情報ネットワークを整備したことに伴い、所要の修正を行った。

第四節 自主防災組織等の確立

市町村等が行う自主防災組織の育成・強化の取組を支援するとともに、関係機関と自主防災組織等との連携強化を推進することとした。

第五節 防災教育及び防災思想の普及

一 津波による人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うこととした。

二 過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、その保存・公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援することとした。

第七節 防災訓練

県、市町村等防災関係機関は、具体的かつ実践的な防災訓練を実施し、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点を明確にし、必要に応じてマニュアルや体制等の検証・改善を行うこととした。

第八節 避難対策

一 県と市町村が一体となり、地域ごとに最適な避難経路、避難場所を確保するため、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、必要な対策や優先度を検討の上、市町村ごとに防災公共推進計画を策定することとした。

二 県及び市町村は、大規模広域災害時に市町村等の区域を越えた円滑な避難が可能となるよう、発生時の具体的な避難・受入体制の手順等を策定することとした。

第九節 津波災害対策

一 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に総合的な対策を講じること、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、海岸保全施設等の整備を進めることとした。

二 津波からの迅速かつ確実な避難のため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すこととした。

三 市町村は、地域の特性を踏まえつつ、避難指示等の具体的な発令基準をあら

かじめ定めることとした。

四 国、県及び市町村は、津波警報等が住民等に確実に伝わるよう、通信手段の多重化、多様化を図ることとした。

第十二節 土砂災害対策

国及び県は、市町村が適切に避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害緊急情報を提供することとした。

第十五節 災害時要援護者安全確保対策

市町村等は、平常時からの災害時要援護者に関する情報の把握や関係者との共有に努め、避難誘導体制を整備することとした。

第四章 災害応急対策計画

災害発生当初の七十二時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとした。

第二節 情報収集及び被害等報告

市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めることとした。

第五節 避難

避難場所の衛生状態や暑さ・寒さ対策など生活環境の改善や女性ニーズへの配慮に努めることとした。

第九節 食料供給

通信手段の途絶等により被災市町村からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに救援物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築することとした。

第十七節 輸送対策

応援（救援）物資を円滑に受け入れ、配送できるよう、必要に応じて民間物流事業者に対し、協力を要請することとした。

第二十八節 石油類燃料供給対策

災害時において石油類燃料の供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油類燃料が供給できるよう、応急措置を講ずることとした。

第三十一節 相互応援協定等に基づく広域応援

災害時に他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えることとした。

第三十二節 自衛隊災害派遣要請

災害時に自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ活動拠点候補地を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておくこととした。

風水害等災害対策編

「地震・津波災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 四百四十一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

三 契約の方法

青森市長島一丁目の一
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年一月二十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

三千二百九十七万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した仕様書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかつたため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社駒谷工業

二 代表者の氏名 駒谷 群治

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字赤平四五二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四二九五号

五 取消年月日 平成二十五年一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭